

小規模校の特徴について

学校教育課

1 (1) 小規模校のよさ

- ①一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- ②教師の目が行き届きやすいため、不登校やいじめ等に関する問題事案が起こりにくく、また起こった際も素早く手立てを講じることができる。
- ③意見や感想を発表できる機会が多くなり、また、技能教科では教材・教具等が一人一台にいき渡り、操作的な活動や体験的な活動の機会も増える。
- ④様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
- ⑤異年齢の学習活動を組みやすい。また、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
- ⑥コミュニティ・スクールの推進により地域の協力が得られ、郷土の教育資源を最大限に生かした特色ある教育活動が展開しやすい。(芋掘りや昔遊びなど、様々な体験活動)
- ⑦保護者との連携が図りやすく、家庭状況や地域の教育環境なども把握しやすい。

(2) 「小規模特認校」(第四小学校)のよさ

- ①新しい友達が増えることにより、クラスの間関係に変化が生まれたり、違った考え方にふれたりするなど、児童にとってよい刺激となる。
- ②児童と保護者が実際に第四小学校を見学し、よさや特徴を認識した上で転入できる。
- ③友達関係や集団生活で、悩みや不安をもつ児童が再スタートできる。

2 (1) 小規模校の学校運営上の課題

- ①クラス替えができないため、人間関係や集団の中の役割等が固定してしまう傾向がある。また、児童同士や保護者同士のトラブルがあると、次年度以降も継続してしまうことがある。
- ②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ③市の教諭補助員等(加配)なしには、教科担当制など多様な指導形態がとりにくい。
- ④男女比の偏りが生じやすい。
- ⑤協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。

- ⑥生徒指導上課題がある児童の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。
- ⑦児童から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。

(2) 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

- ①社会性やコミュニケーション能力を育てるための経験を積みにくく、多様な考え方にふれる機会や学び合いの機会も少なくなり易い。
- ②児童の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ③中学校等への進学の際に、大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
- ④多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。

(3) 教職員の課題

- ①職員数が少ないため、たくさんの校務分掌を抱えてしまう。各種行事では、役割が多く忙しい。
- ②出張の回数が多く、その職員だけでなく補助に入る職員の負担にもなっている。
- ③教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい。
(学年会や教科会等が成立しない)

公立学校の老朽化と児童生徒数の現状・課題への対応について

— 各自治体における取組 —

1 施設の集約化・共同利用に関する取組 ※詳細は別紙参照

(1) 公共施設との複合化

- ・志木市(埼玉県) 小学校・公民館・図書館・学童保育クラブの複合化 (資料1)

(2) 民営プールの活用等

- ・下妻市(茨城県) 学校プールの共同利用 (資料2)
- ・伊万里市(佐賀県) 民営プールの活用 (資料3)

出典：文教施設における集約化・複合化 (文部科学省ホームページ)

2 学校規模適正化に関する取組

(1) 学校規模適正化に関する基本方針等の策定

① 県内各市の策定状況

自治体名	方針名等	策定期期	基準
前橋市	前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針	平成20年8月	有
高崎市	なし	—	—
桐生市	桐生市立小中学校適正規模・適正配置基本方針	令和5年3月	有
伊勢崎市	伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針	平成27年7月	有
太田市	太田市立小・中・義務教育学校の適正規模及び適正配置について(答申)	未	有
沼田市	なし(利根町小学校統廃合に係る基本方針のみ)	—	—
渋川市	渋川市小中学校の再編に関する長期的な方針	平成29年	無
藤岡市	なし	—	—
富岡市	富岡市立小・中学校適正規模・適正配置基本計画	令和2年1月	有
安中市	なし	—	—
みどり市	みどり市立小学校の学校規模の適正化に向けた基本方針	平成22年1月	有

②主な基準

A 適正規模等の基準

自治体名	区分	学級数		学校配置
		全体	1 学年	
桐生市	小	12 以上	2 以上	通学時間 30 分以内(手段を問わず)
	中	9 以上	3 以上	
伊勢崎市	小	12～24 許容範囲±3	2～4	—
	中	12～18 許容範囲±6	3～6	—
富岡市	小	原則12～18	—	概ね3.5km以内
	中	原則12～18	—	概ね6km以内
参考：国※	小	12～18	—	概ね4km以内
	中	12～18	—	概ね6km以内

※「学校教育法施行規則」、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」による。

B 学校規模の適正化に関する検討を開始する基準

<p>(桐生市)</p> <p>①学校規模の状態</p> <p>○小学校・中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1つ以上の学年が単学級 ・児童生徒数の大幅な増加が見込めない状態 <p>②検討開始 時期</p> <p>○小学校・中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①に該当する見込みの年度から3年遡った年度 <p>③検討区域</p> <p>○小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①に該当する場合、当該中学校区内の小学校又は隣接する中学校区内の小学校を検討対象の区域とする。 <p>○中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①に該当する場合、隣接する中学校区の中学校を検討対象の区域とする。

※検討に当たっては、当該地域の地理的特性を考慮するものとする。

(2) 義務教育学校・小中一貫校の設置

○義務教育学校及び小中一貫校の特徴

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校
修業年限	9年(前期6年+後期3年)	小学校6年、中学校3年
組織・運営	1人の校長、1つの教職員組織	小中それぞれの学校に校長、教職員組織
免許	原則、小中の両免許状を併有※	所属する学校の免許状を保有
教育課程	9年間の教育目標の設定 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	
標準規模	18学級以上、27学級以下	小中それぞれ12学級以上、18学級以下
通学距離	概ね6km以内	小学校は概ね4km以内、 中学校は概ね6km以内

出典：小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（文部科学省）

※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能

○義務教育学校及び小中一貫校のメリット・デメリット

【メリット】

- ・教科等の系統性・連続性を踏まえた学習指導
- ・児童生徒に対する継続的指導
- ・中1ギャップの緩和・解消
- ・異学年交流による社会性やリーダーシップの育成

【デメリット】

- ・小学校高学年におけるリーダー性の育成の減少
- ・小学校卒業の達成感や中学校進学の新鮮さが欠ける
- ・人間関係や相互の評価がリセットしにくい
- ・通学区域拡大による通学距離・時間の増加